広島県子ども・若者支援協議会設置要綱

（目的）

第１条　子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号。以下「法」という。）第１９条第１項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対し、適切に組み合わせた支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、広島県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること

（２）社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること

（３）その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げる関係機関等をもって構成する。

２　協議会に会長を置き、広島県環境県民局県民生活担当部長の職にある者をもって充てる。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（調整機関）

第４条　知事は、法第２１条第１項の規定に基づき、広島県環境県民局県民活動課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

２　調整機関は、次に掲げる事務を行う。

（１）協議会の運営に関する事務の総括及び連絡調整に関すること

（２）その他協議会の円滑な運営に必要な事項に関すること

（会議）

第５条　協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

（代表者会議）

第６条　代表者会議は、県全域で一つ設置し、別表２に掲げる関係機関等の代表者によって構成する。

２　代表者会議は、協議会の基本的な運営方針について協議する。

（実務者会議）

第７条　実務者会議は、県西部及び県東部に設置し、別表３に掲げる関係機関等の実務担当者によって構成する。

２　実務者会議は、協議会の目的を達成するために必要な具体的事項について協議する。

（会議の開催）

第８条　代表者会議は会長が招集し、実務者会議は調整機関の長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者に対し、会議への出席等、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

（秘密保持義務）

第９条　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年３月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年３月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年11月５日から施行する。

別表１（第３条関係）

協議会構成機関等

区分	構成機関
会　　長	県環境県民局県民生活担当部長
ＮＰＯ法人等	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を行う団体で、別に定めるもの
教　　育	県環境県民局学事課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部個別最適な学び担当
	県教育委員会事務局学びの変革推進部豊かな心と身体育成課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部生涯学習課
保健・医療、福祉	県西部こども家庭センター
	県東部こども家庭センター
	県北部こども家庭センター
	県立総合精神保健福祉センター
	広島ひきこもり相談支援センター　西部センター
	広島ひきこもり相談支援センター　中部・北部センター
	広島ひきこもり相談支援センター　東部センター
	広島県発達障害者支援センター
	一般社団法人　広島県公認心理師・臨床心理士協会
	県健康福祉局こども家庭課
	県健康福祉局疾病対策課
	県健康福祉局地域共生社会推進課
	県健康福祉局障害者支援課
雇　　用	ひろしま北部若者サポートステーション
	ふくやま地域若者サポートステーション
	広島地域若者サポートステーション（若者交流館）
	県商工労働局雇用労働政策課
矯正・更生保護	広島保護観察所
	広島少年鑑別所
人権擁護	広島法務局人権擁護部
警　　察	県警察本部少年サポートセンター
市　　町	広島市
	呉市
	竹原市
	三原市
	尾道市
	福山市
	府中市
	三次市
	庄原市
	大竹市
	東広島市
	廿日市市
	安芸高田市
	江田島市
	府中町
	海田町
	熊野町
	坂町
	安芸太田町
	北広島町
	大崎上島町
	世羅町
	神石高原町
調整機関	県環境県民局県民活動課

別表２（第６条関係）

代表者会議構成機関等

区分	構成機関等
会　　長	県環境県民局県民生活担当部長
ＮＰＯ法人等	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を行う団体で、別に定めるもの
教　　育	県環境県民局学事課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部個別最適な学び担当
	県教育委員会事務局学びの変革推進部豊かな心と身体育成課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部特別支援教育課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部生涯学習課
保健・医療、福祉	県西部こども家庭センター
	県東部こども家庭センター
	県北部こども家庭センター
	県立総合精神保健福祉センター
	広島ひきこもり相談支援センター　西部センター
	広島ひきこもり相談支援センター　中部・北部センター
	広島ひきこもり相談支援センター　東部センター
	広島県発達障害者支援センター
	一般社団法人　広島県公認心理師・臨床心理士協会
	県健康福祉局こども家庭課
	県健康福祉局疾病対策課
	県健康福祉局地域共生社会推進課
	県健康福祉局障害者支援課
雇　　用	ふくやま地域若者サポートステーション
	広島地域若者サポートステーション（若者交流館）
	県商工労働局雇用労働政策課
矯正・更生保護	広島保護観察所
	広島少年鑑別所
人権擁護	広島法務局人権擁護部
警　　察	県警察本部少年サポートセンター
市　　町	広島市
	福山市
	三次市
調整機関	県環境県民局県民活動課

別表３（第７条関係）

実務者会議構成機関等

【西部】

広島市、呉市、竹原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町

区分	構成機関等
ＮＰＯ法人等	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を行う団体で、別に定めるもの
教　　育	県環境県民局学事課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部個別最適な学び担当
	県教育委員会事務局学びの変革推進部豊かな心と身体育成課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部生涯学習課
保健・医療、福祉	県西部こども家庭センター
	県北部こども家庭センター
	県立総合精神保健福祉センター
	広島ひきこもり相談支援センター　西部センター
	広島ひきこもり相談支援センター　中部・北部センター
	広島県発達障害者支援センター
	一般社団法人　広島県公認心理師・臨床心理士協会
	県健康福祉局地域共生社会推進課
雇　　用	ひろしま北部若者サポートステーション
	広島地域若者サポートステーション（若者交流館）
矯正・更生保護	広島保護観察所
	広島少年鑑別所
人権擁護	広島法務局人権擁護部
警　　察	県警察本部少年サポートセンター
市　　町	広島市
	呉市
	竹原市
	三次市
	庄原市
	大竹市
	東広島市
	廿日市市
	安芸高田市
	江田島市
	府中町
	海田町
	熊野町
	坂町
	安芸太田町
	北広島町
	大崎上島町
調整機関	県環境県民局県民活動課

別表３（第７条関係）

実務者会議構成機関等

【東部】

三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町

区分	構成機関等
ＮＰＯ法人等	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を行う団体で、別に定めるもの
教　　育	県環境県民局学事課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部個別最適な学び担当
	県教育委員会事務局学びの変革推進部豊かな心と身体育成課
	県教育委員会事務局学びの変革推進部生涯学習課
保健・医療、福祉	県東部こども家庭センター
	県立総合精神保健福祉センター
	広島ひきこもり相談支援センター　東部センター
	広島県発達障害者支援センター
	一般社団法人　広島県公認心理師・臨床心理士協会
	県健康福祉局地域共生社会推進課
雇　　用	ふくやま地域若者サポートステーション
矯正・更生保護	広島保護観察所
	広島少年鑑別所
人権擁護	広島法務局人権擁護部
警　　察	県警察本部少年サポートセンター
市　　町	三原市
	尾道市
	福山市
	府中市
	世羅町
	神石高原町
調整機関	県環境県民局県民活動課